平成２４年（フ）第１４６号
京都市伏見区横大路貴船102　ヤムズ・スリー302号室、住民票上の住所石川県白山市みずほ２丁目３番地２、従前の住所石川県石川郡野々市町若松町１番18号
債務者　竹内　秀和
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１５５号
金沢市みどり２丁目１番地１市営住宅Ｈ１棟２－３号
債務者　吉山美知子
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１６６号
金沢市泉が丘２丁目11番50号　グリーンビュー泉ヶ丘307号、従前の住所同市小立野２丁目５番11号
債務者　東山　芳美
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１７８号
石川県野々市市中林１丁目164番地、住民票上の住所石川県加賀市潮津町イの81番地の12
債務者　若林　裕美
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第９３号
長野県安曇野市穂高有明2991番地55
債務者　神澤　　登
1　決定年月日時　平成24年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第１２７号
岐阜市幸ノ町１丁目27番地２　五月荘２Ｆ号室
債務者　荒木　礼子
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１５７号
岐阜市日野東４丁目６番11―202号　春野マンション
債務者　紫葉　和正
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１５８号
岐阜市日野東４丁目６番11―202号　春野マンション
債務者　紫葉　照美（旧姓磯田・土本）
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第５４２号
愛知県あま市上萱津北ノ川59番地　パークコートＶ８Ｅ号
債務者　大阪屋エステートこと　市野　武雅
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６５３号
愛知県春日井市八事町２丁目119番地
債務者　亀井　幸雄
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８４３号
愛知県あま市七宝町川部折戸18番地　プリートカーサＢ棟202号
債務者　山口ミツアキこと　ＹＡＭＡＧＵＣＨＩ　ＲＯＳＩＮＥＩ　ＭＩＴＳＵＡＫＩ
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９７７号
名古屋市港区金船町１丁目１番地の15　ファミーユ310号、従前の住所名古屋市港区正保町３丁目１番地　正保荘Ｔ－５棟101号
債務者　松山　将和
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１５号
大津市月輪３丁目25番15―107号、前住所滋賀県草津市下笠町305番地15、滋賀県栗東市安養寺808番地74
債務者　常見　絵理（旧姓濵口）
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４４号
大津市桜野町１丁目13番５号、前住所滋賀県大津市松山町７番28―221号
債務者　山本　浩之
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５１号
滋賀県草津市青地町218番地４
債務者　内山　明子
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６０号
大津市真野大野１丁目20番29号
債務者　中村貴美子
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
大津地方裁判所民事部